

要保存川崎市立中野島小学校
校長 今 広道**悪天候時の対応について**

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動についてご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、悪天候時における児童の安全確保についての対応について、下記のようにさせていただきます。児童が安全に登校できますように、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

1. 神奈川県内のいずれかの市町村等に、「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」が午前6時の時点で発令された場合、あるいは発令が継続されていた場合

児童の安全確保のため、当日一日を臨時休業（休校）とします。この場合、当日の朝に電話連絡等でお知らせすることはしませんので、あらかじめご了承の上、天気予報等の気象情報に十分ご注意ください。なお、当日が校外学習等の行事にあたった場合は、実施か否かをご連絡します。

※市町村ごとの「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されますが、報道機関やインターネットのサイトによっては、放送時間等の関係から、これまで同様にひとくくりにして神奈川県全域、または神奈川県東部地方、横浜、川崎、湘南、三浦半島、神奈川県西部地方、相模原、県央、足柄上、西湘という報道の仕方をする場合もあります。県内のどの区域、市町村に「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されても同様の対応となります。

2. 「特別警報」及び「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が午前6時の時点で発令された場合、あるいは発令が継続されていた場合

児童の安全面からご家庭で判断し、児童の登校を遅らせたり休ませたりして下さい。尚、その場合は遅刻や欠席扱いにはなりません。地域の状況により、児童の安全について緊急措置が必要と校長が判断した場合、その旨、ホームページやメール配信でお知らせいたします。

3. 児童の登校後に「暴風警報」及び「暴風雪警報」が発表された場合

授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講じることがあります。また、「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、授業時間を繰り上げるか（途中で下校させるか）どうかについては、その都度学校が判断します。

いずれの場合も、授業時間を繰り上げるようになったときは、ホームページやメール配信等でお知らせいたします。

※授業時間を繰り上げた場合「わくわくプラザ」「寺子屋」及び「通級指導教室」も閉室となります。

4. その日一日を臨時休業（休校）と決定した場合

途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。給食の準備をはじめ、その他の整備が困難になるためです。

※学校が臨時休業の場合、「わくわくプラザ」「寺子屋」及び「通級指導教室」も閉室となります。

5. その他

児童の在校中に雷や突風が起こることも考えられます。そのような時には、下校時刻を変更し、ホームページやメール配信等でお知らせいたします。ご承知おきください。

《交通機関の計画運休に伴う学校の対応と大規模な風水害による避難所開設の学校の対応について》

1,交通機関の計画運休に伴う学校の対応について

教職員の出勤時間に交通機関の計画運休が実施された場合、児童の安全確保や教育活動の実施に大きな影響を及ぼすことになります。このため、午前6時の時点で市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社（※）が計画運休を実施している場合は、当日を臨時休業とします。

（※）JR 東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄

2,大規模な風水害による避難所開設後の学校の対応について

大規模な風水害時に、学校が避難場所として開設された場合は、児童が登校する前に、校内の復旧や清掃及び環境整備の他、通学路の安全確認の実施など、学校再開に向けた準備期間が必要となります。そのため、避難場所として開設された学校は、避難所業務が終了した時刻が属する日とその翌日（※）を臨時休業とします。

（※）翌日が土・日・祝日の場合は、休日明けの平日を臨時休業日とします。

- ・臨時休業の実施は、洪水浸水想定区域等に対する警戒レベル4の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令されるなど、多くの避難者が想定される災害において、避難所が開設された場合とします。
- ・避難所として開設されなかった学校は、臨時休業にはなりません。
- ・「避難所業務が終了した時刻が属する日」の判断は、避難所運営等の状況に基づいて、教育委員会事務局で行います。